

財産分けは愛情分け。相続は心を受け継ぐもの

相続争いは心の問題

一般的に相続で揉めるのは財産争いだと思われることが多いのですが、実は違うのです。本質はそこではありません。

実際には「俺が長男だから」とか「子どもの時からあんまり親に面倒を見てもらっていないから」などと、相続人同士の間でいろんな主張が出るのですが、相続財産の取り扱いは基本的にお金でうんぬんの話にはなりません。お金では償えない心の問題があるのです。その意味ではもともとは財産で争っているのではありません。それは精神的な満足がないからなのです。

一家の大黒柱である親が亡くなったときに、みんなその柱になりに行くのです。そして自分と周りを支えに行きます。それは意識しているのかかわらず、ほとんど本能的なものなのです。でも実際には親という家族みんなの中心となって支える柱が無くなって、ぼっかりと心の空間ができてしまっているのです。その空間を埋めるためにみんながパーツと集まるのでぶつかってしまうのです。そこで通夜の夜「一番下のお前ばかりかわいがった」とか「小学校の時お兄ちゃんはこうだった」とか年下の兄弟は「いつもおさがりばかりだった」など、細かい話になり思い出話が出てきます。けれどもそれはお金ではなく、親からの愛情の取り合いなのです。他の兄弟より親に可愛がってもらっていなかったのではないか、自分の方が他の兄弟よりも大事にされていなかったのではないかという心の不足分を、具体的に相続財産で補うためそれをよこせと言ってしまおうのではないのでしょうか。何か精神的に不足がある状況から兄弟間の衝突が起こる場合が多いのではないのでしょうか。

お互いに兄弟同士の性格が悪いわけではなく、仲がいいとか悪いとかでなく、親がいなくなった空間でぶつかってしまうのです。意識するしないではなく本能的なのです。ですから親御さんが亡くなったばかりの時期は、通常財産分けの話は具体的には進みません。逆に親御さんが旅立たれた通夜や本葬の日に「遺言書がある」などと財産分けの話を持ち出し、兄弟間の心をささくれ立たせることにしかならなかったケースもありました。

仲たがいで終わってしまうことはよくある

本来は心の問題で、相続はそこからがポイントです。みんな親がいなくなって心が痛んでいるのですから、相続であだこうだと揉めるのは普通の話です。

仲たがいのまま終わったこんなケースがありました。

千葉県の大きなスーパーで、店主が亡くなり長男が後を引き継ぎました。長男の下には弟2人、妹1人がいましたが、遺言はありませんでした。

スーパーの後任店主だった長男は、相続の申告期限が迫っていたこともあり、内容不備のまま期限ぎりぎりに申告書を出してしまいました。あまり調査もせず、他の兄弟の承諾も得ず、勝手に三文判を押印して申告書を出したのです。

これに対して弟達は、資料がほとんどないまま、長男への対抗上自分たちだけ捺印した申告書を出しました。要するに1案件相続に、2通の申告書が出てしまったこととなります。

弟は長男に対して大変不満を持っていました。長男が相続財産が全部でどのくらいあるのかという申告のための資料を見せてくれなかったからです。この点が他の兄弟たちも皆不満で争っていました。話は家庭裁判所に持ち込まれることとなりました。

もう一つのケースでは、会社創業者の父親から長男であるからという理由で他の道に進むことを阻まれ、無理やり会社を継がされたという被害者意識があった長男のケース。

気に染まない会社経営を進めて行きましたが、長男は次第に父親や兄弟とも不仲になってゆき、実家へも何年も出入りしない状況になっていました。そんななかで親御さんである父親が亡くなりました。父親と家族は将来のことを心配して遺言を残しておりました。長男には会社の株式のみを、その他の財産は配偶者始め他の相続人たちにそれぞれ財産分けを指定しておりました。長男と家族仲が悪かったこともあり、家族は長男に、父親が亡くなったことを知らせませんでした。長男は父親の死に目にも会えず、葬式にも出られませんでした。

後で父親が亡くなったのを知った長男は大変な勢いで遺留分の請求を出してきました。父親が経営していた頃の会社と異なり長男が経営を始めてから事業環境も厳しくなったことも相まって赤字が続き会社株式の評価額も下がっていたので、遺留分が発生するようになっていたのです。

結局最後はお金でかたをつけました。お金でかたをつけるというのはある面ドライでいいのですが、それはお金の面でかたが付いただけです。亡くなった父親は、兄弟仲良くして欲しいと思っていたのですが、お金だけでかたをつけると、お互いにもう顔も見たくないとなって、仲たがいのまま兄弟は一生付き合わない不幸なことになってしまいます。

揉めることは簡単です。そして1度揉めだしたらいくらでも揉められます。けれども兄弟は対等なので、争っても勝負はつきません。また、遺言書は必ずその通りに守らなければならないわけではありませんので、兄弟仲良く話し合えればそれでもよいのです。

相続の時に一番大事なものは心の問題だと思います。それを納得してもらうために財産の話しがあるのです。財産分けの話は、本当は愛情分けだと思うのです。

私が担当した相続の事例でうまくいったエピソードを2つ紹介します。

上手く相続できた姉妹6人のケース

仙台出身の相談者には全部で6人の姉妹がおられました。そのお母様が亡くなり相続が発生したため、最期までお母様の面倒を見ておられた長女様が相談に来られました。今でも他の姉妹はみんな仙台周辺にお住まいです。女性ばかり6人というのは、普通は揉めることが多いのですが、このケースでは長女様が口火を切って、落ち着いた口調で「私はいいわ。要らないわ。」

と言われました。

親の面倒を見て一番苦勞した長女様が財産を要らないと言い出したので、それを聞いた他の5人の姉妹たちは、

「そんなこと言わないで、お姉さんもらってよ」

と押し問答になりました。

そうこうしている間に亡くなった母親の遺言書を開封しようということになりました。そうしたところ遺言書にはたった一文「みんな仲良く」とだけ記されていたのでした。この一文で全員が納得をし、「そうだね、それじゃああしよう、こうしよう」という話し合いが進み、上手にきれいに相続が出来ました。

親は「遺言を作った方がいい」というのもその通りです。そして残された相続人たちは、心の中に余裕ができるようなポジショニングが大事です。そうするとみんな仲良くという親の意思が伝わり、気持ちがスーッとします。

幸いにもこの姉妹たちには、遺言の内容を聞く意思がありました。仮に長女様が、「私がたくさんお母さんの面倒を見たんだから、遺産の半分は貰うわよ」などと言ったとしたら、他の姉妹は、仕方がないと思いながらも、でも、気持ちは納得しなかったでしょう。もっと違う状況であったら他の姉妹が「お姉さんがお母さんの面倒を見させてくれなかった」などと言いだしかねなかったかもしれません。

怒りから親への感謝へと変化したケース

東京渋谷の道玄坂で、1階が店舗、上階が自宅になっているマンションで、母親と息子が薬局を経営していますが、母親と息子の親子関係は悪く、母親と仲の良い姉はすでに嫁いでいました。

そんな中、母親が亡くなり姉弟に相続が発生しました。大きな財産は道玄坂の店舗と自宅が入ったマンションのみです。母の遺言には「財産は半分ずつ」と書かれてありましたが、財産を半分にするには、道玄坂の物件を売らなければなりませんでした。けれども弟には「渋谷で長くやっている薬局を続けたい。営業し生業としているので売りたい」という希望がありました。

このときの弟さんは、母親はいないのに遺言だけが残り、ぶつける先もない思いを抱え精神的にやり場のない状況になっていました。それでも遺書は母親の意思であるため、その通りにしなければならず、そんななかで遺産分割の話が出た時には憤懣やるかたない感情をぶつけるところが無いようでした。

結局、家付きの店舗マンションを売り、新たに世田谷で新店舗を開店させました。

母親が亡くなった直後から相続税申告の辺りまでは散々親の悪口を言っていたのですが、1年後に再会したところ、

前年お会いしたときとは別人のように柔らかい表情で温なお顔になってお見えになりました。母親と死別し、いざという気持ちで育った渋谷を離れて世田谷で仕事を始めてみ

たところ、今は親に感謝しているということでした。お店が世田谷に移ったばかりの頃は、おなじみさんも少なく多少不安ではあったのですが、でも行ってみたら、お店はなんとかうまく行ったし、そのお金はもともと両親が残してくれたものだ気づいたのです。顔つきが全く変わっていました。

感情の交通整理は税理士の仕事

相続には、一家の大黒柱が亡くなって突然相続が訪れる場合や、病気で長く入院していたなどの事情で心の準備ができて、ゆっくり相続の話をする場合があります。

人は心の整理がつけば落ち着きます。事態の直後はどうしてもいきり立ち、お互いにキリキリして何事も上手くは行きません。揉めると、こちらがいくら話しをしても相手の耳には入らなくなってしまいます。普段なら話せばわかることでも、親御さんが亡くなったなどの特殊な状況では、聞けなくなってしまうのです。

相談者がそんなときは、こちらから何を言っても耳には入らないので、ひたすら聴きに徹します。数字以外のアドバイスもしますが、積極的に話してはダメなものです。「先生に何がわかるんだ！」と言われてしまいます。相談者は色々なことが見えないから苦しんでいるのであって、見えていない人に「あなたは何も見えていませんよ」と言っただけではいけません。相談者が苦しくなるだけなので、「このほうがいいですよ」などと偉そうなことは言えません。また、そういう方向に行かないように救済したり、こじれた感情の交通整理をしながらいさめることもあります。

たとえば親の遺言に、A子には土地を、B男には家をと、親は子供に均等に土地や財産を分けたつもりでも、貰った方は「どうして不動産を半分にしてしまうんだ、使えないじゃないか」とか「兄弟げんかになって厄介だなあ」などと思ってしまうことも少なくありません。中々上手くはいかないのです。土地家屋が一番大きな財産ですから大変難しいのです。けれども解決方法で1番多いのは売却して現金にしてしまうケースです。

相続で揉めるケースはたくさんあります。どうすることがみんな幸せか、相続人も親も考えていかなければいけません。そして、遺産分けでどれだけもらえるかなど、法的に決定しなければいけない話は弁護士であり税理士ではありません。あくまでも訴訟の補佐人としての活動で税金の話はできます。

弁護士は相手に責められたときに、相手の主張をどうはねのけられるかを基準に考え、法的にカバーできるように考えます。揉めて揉めてどうしようもなくなり、法的に解決しなければならぬときは弁護士が活躍します。けれども相続税を含むお金のことを含めた全体を解決したいケースも多くこの場合は、直接税理士へ相談することで解決できる案件もたくさんあります。

税金を安くする方法

相続は誰にでも発生しますが、相続税の申告書が不要な人はたくさんいます。現在、東

京国税局管内では 100 人亡くなって 18%ぐらいが相続税の確定申告書を提出し、そのうち 7%が相続税を納税するというような割合ですが、この差の 11%は小規模宅地の評価減などの特例を使って納税額そのものは発生せず 0 円になっています。またこのような特例を使わない場合でも相続財産が基礎控除内のケースは特に相続税の申告義務はありません。

ただ、平成 25 年税制改正で改正事項にあがっているように、相続税の基礎控除額が現在の 6 割に削減されると、相続税の申告書を提出しなければいけないケースは格段に増えると予想されています。ある調査だと東京国税局管内ではこれまでの 100 人の内 18 人という相続税申告書提出者の割合が 39 人近くになり、この内の相続税を納税する人は 14.3 人と予測されるとのことです。いずれもこれまでの倍以上の確率で相続税に関係が出てきます。10 人に 4 人は相続税申告の対象者となる時代に入ってゆくのです。したがって、これからは誰もが相続税をしっかりと考える時代に入ったといえるのです。

まず相続財産をどう分けるかという話があって、次に税金の話があります。税金を安くしようという案はいっぱいありますが、それによって不仲になる場合もあります。税金が多少増えてもみんなが仲良くできる方がいいという場合もあります。みんながそうしてくださいというときもあるし、税金を安くしてくださいというときもあるのです。

例えば、亡くなった親御さんが戦前に取得した土地・建物が 1 つあり、分けるものがそれしかないときに、売却しようということになったとしましょう。その家にはたまたま相続人が 1 人住んでいました。相続税はかかりませんが、みんなに分けるために売却しなければなりません。

相続人が 3 人いたとして、その中の 1 人はその土地・建物に住んでいますが、あとの 2 人は住んでいないとき、売却時には住んでいる 1 人は居住用の 3,000 万円控除の特例がとれますが、住んでいない 2 人はとれないので税金が発生してしまいます。

そういう場合には相続人皆で協議して分割協議書を作成することにより税務上有利な解決方法があります。例えばこの土地建物に住んでいる人 1 人がこの土地建物をすべて相続し、その代わり代償分割といって、他の 2 人に土地・建物を相続しなかったことに対する相続分を代わりに金銭で支払うことにするのです。

例：相続人 A（その土地建物に居住）

相続人 BC（その土地建物に居住していない）

仮にこの相続した土地建物が 9,000 万円で売れたとしましょう。

通常通り皆でこの土地建物を 3 人で均等に相続してから売却した場合、A さんは居住用特例で 3,000 万円控除適用可能ですから所得から 3,000 万円控除ができます。また、このケースでは戦前に取得した土地を相続により取得していますので保有期間は 10 年超ですので適用される譲渡所得税の税率は 14%に優遇されています。一方、この土地に居住していない BC には 3,000 万円控除の適用がありません。税率も 20%です。そうすると売却した時に手取りが減ってしまいます。

取得費 450 万円	譲渡経費 270 万円	売却益 8280 万円	売却金額 9,000 万円
---------------	----------------	----------------	------------------

<ケース 1 : 3 人で相続して売却する場合>

(譲渡所得税の計算)

$$8,280 \text{ 万円} \div 3 = 2,760 \text{ 万円} \text{ ずつ}$$

$$\text{A さん } 2,760 \text{ 万円} - 2,760 \text{ 万} (3,000 \text{ 万円控除}) = 0 \text{ 円}$$

$$\text{B さん } 2,760 \text{ 万円} \times 20\% = 552 \text{ 万円}$$

$$\text{C さん } 2,760 \text{ 万円} \times 20\% = \underline{552 \text{ 万円}} \quad \underline{1,104 \text{ 万円}} \text{ 譲渡所得税}$$

(各人の手取り)

$$\text{A さん } 3,000 \text{ 万円} - 90 \text{ 万円} = 2,910 \text{ 万円}$$

$$\text{B さん } 3,000 \text{ 万円} - (552 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円}) = 2,358 \text{ 万円}$$

$$\text{C さん } 3,000 \text{ 万円} - (552 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円}) = 2,358 \text{ 万円}$$

$$\text{全員の手取額の合計} = 2,910 \text{ 万円} + 2,358 \text{ 万円} + 2,358 \text{ 万円}$$

$$= 7,626 \text{ 万円}$$

$$\text{各人の譲渡費用は } 270 \text{ 万円} \div 3 = 90 \text{ 万円}$$

<ケース 2 : 代償分割の手法を使った場合>

それよりも全体を A さんに相続してもらい、代償分割によりこの土地建物を譲渡した後の手取金額を 3 人で分けるとどうなるでしょう。

(譲渡所得税の計算)

譲渡所得

Aさん 8,280万円-3,000万円=5,280万円

5,280万円×14%=739.2万円譲渡所得税

手取り 9,000万円- (739.2万円+270万円) =7,990.8万円

3人均分で相続した場合より手取額が (7,990.8万円-7,626万円) =364.8万円増えています。

(各人の手取り)

3人で均分した場合、単純に 7,990.8万円÷3人=2,663.6万円 (一人ずつ) となりますが、ここで再検討。

Aさんに関しては3人均分で売った方が手取り (2,910万円) が多くなっていますので、これではせっかく代表して売却手続きを実施してくれたAさんが若干かわいそうということで調整してあげます。

例えば、

Aさん 2,910万円

Bさん 2,358万円+182.4万円=2,540.4万円

Cさん 2,358万円+182.4万円=2,540.4万円

全員の手取額の合計=2,910万円+2,540.4万円+2,540.4万円
=7,990.8万円

これでAさんは3人均分で売った場合の手取額を確保できますし、BさんもCさんも手取りが182.4万円も増えてハッピーなわけです。

けれども、揉めているとこういう話もできないのが現状です。結局もらえないのが1番揉めるし、人数が多いとそこに縁遠い人も5人10人と入ってきます。

説明すると一様に安心してもらえますが、争っているところまでの話に辿り着かず、財産の話にはなりません。みんな親がいなくなって淋しくなり、気持ちに行き違いが生じてしまうのです。表面的にはお金の話でも、本当は心の問題なのです。